

通所給付費等単位数表第１の９の２の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次の表の行動障害の内容について、その行動障害がみられる頻度等をあてはめて算出した点数の合計が 20 点以上である児童

行動障害の内容	説明	１点	３点	５点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、爪をはぐなど	週に 1 回以上	1 日に 1 回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、殴り、髪引き、頭突きなど、相手がケガをしかねないような行動など	月に 1 回以上	週に 1 回以上	1 日に頻回
激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐ、外出を拒み通す、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの	週に 1 回以上	1 日に 1 回以上	1 日に頻回
激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などを壊し、その結果危害が本人にも周りにも大きいものの、服を何としてでも破ってしまうなど	月に 1 回以上	週に 1 回以上	1 日に頻回
睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベットについていられず人や物に危害を加えるなど	月に 1 回以上	週に 1 回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げる、椅子に座っていられず皆と一緒に食事ができない、便や釘、石などを食べる異食、体に異常をきたしたことのある拒食、特定の物しか食べない偏食など	週に 1 回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁になすりつけたり、脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど	月に 1 回以上	週に 1 回以上	ほぼ毎日
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出し、目を離すと一時も座れず走り回る、ベランダの上など高くて危険なところに登るなど	月に 1 回以上	週に 1 回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	耐えられないような大声を出す、一度泣き始めると大泣きが何時間も続くなど	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にもとても抑えられず止められない状態を呈する			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行動	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、関わっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある			あり